

ID: 5465

担当部署:まちづくり部建築指導課

処分の概要	違反建築物に対する緊急措置命令		
法令名 根拠条項	建築基準法第9条第7項 【準用】 建築基準法第88条第1項（擁壁等の工作物） 建築基準法第88条第2項（遊戯施設等の工作物） 建築基準法第88条第3項（防火地域内の看板等） 建築基準法第90条第3項（危険な工事現場） 建築基準法第90条の2第2項（工事中の特殊建築物）		
法令番号			
【基準】 建築基準法第9条（違反建築物に対する措置）、第9条の2（建築監視員）の規定による			
備考	建築基準法第9条第7項の規定により、事前手続は行わない。 ただし、当該命令を受けた者が通知書の交付を受けた日から3日以内に「公開による意見の聴取」を請求したときは、意見の聴取を行う。 なお、建築基準法第9条第15項の規定により、行政手続法第13条の適用は受けない。		
設定年月日	平成29年10月1日	最終変更年月日	平成29年10月1日